

令和5年第2回霞台厚生施設組合議会

定例会会議録

令和5年10月10日開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和5年第2回霞台厚生施設組合議会
定 例 会 会 議 録

令和5年10月10日（火曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和5年10月10日（火曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第8号ないし議案第10号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第8号ないし議案第10号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 16名

1番 櫻井 茂 君
3番 鈴木 貞行 君
4番 高安 将能 君
5番 玉造 由美 君

10番 大槻 良明 君
11番 佐藤 文雄 君
12番 鳥羽田 創造 君
13番 山本 進 君

6番 香取憲一君
7番 岡崎勉君
8番 根崎敏夫君
9番 小松豊正君

14番 市村文男君
15番 矢口龍人君
16番 久保田良一君
17番 関口忠男君

欠席議員 1名

2番 真家功君

法第121条により出席した者

管理者 谷島洋司君
副管理者 島田幸三君
副管理者 宮嶋謙君
副管理者 小林宣夫君
会計管理者 鈴木隆之君

事務局長 小澤喜蔵君
総務課長 海老澤昌代君
業務管理課長兼業務施設課長
荒川英一君
建設計画課長 中泉茂紀君

職務のため出席した者

課長補佐 貝塚博之君
係長 雨貝三和子君
係長 川上哲仙君

係長 山中英明君
事務調整総括官 鈴木幸治君

令和5年10月10日（火曜日）

午後 2時30分 開会

○議長（櫻井茂君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされますようお願いを申し上げます。

また、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴に際しましては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意願います。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じておりますのでよろしくお願いを申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回霞台厚生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、マスクの脱着につきましては個人の判断といたしますが、質疑や応答などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第1 会期の決定）

○議長（櫻井茂君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

9月29日に開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は、10月10日の1日と決定されました。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2 会議録署名議員の指名）

○議長（櫻井茂君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

5番 玉 造 由 美 君

6番 香 取 憲 一 君

の両名を指名いたします。

(日程第3 諸般の報告)

○議長(櫻井茂君) 日程第3、諸般の報告を行います。

管理者から、令和4年度の一般会計に係る継続費精算報告書が提出されましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

| | | | |
|---------------|-------|---------|-------|
| 管 理 者 | 谷 島 君 | 副 管 理 者 | 島 田 君 |
| 副 管 理 者 | 宮 嶋 君 | 副 管 理 者 | 小 林 君 |
| 会 計 管 理 者 | 鈴 木 君 | 事 務 局 長 | 小 澤 君 |
| 総 務 課 長 | 海老澤 君 | | |
| 業務管理課長兼業務施設課長 | 荒 川 君 | | |
| 建設計画課長 | 中 泉 君 | | |

以上であります。

(日程第4 議案第8号ないし議案第10号の上程、説明)

○議長(櫻井茂君) 次に、日程第4、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)ないし議案第10号・工事請負契約の締結についてまでの計3件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者(谷島洋司君) 本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)について。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億7,843万7,000円とするものです。

歳入につきましては、令和5年度事業費の減額により、分担金及び負担金を減額いたしま

す。

歳出につきましては、総務費におきまして、令和5年度の人事異動等の影響による人件費の増減及びかすみがうら市の組合負担金の未納に伴い、弁護士委託料を増額するものでございます。

次に、議案第9号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本案は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

令和4年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額22億9,906万9,679円、歳出総額20億4,287万2,323円で、歳入歳出差引残額は2億5,619万7,356円となっております。

なお、令和4年度決算の詳細につきましては、提出いたしました決算書類等のとおりでございます。

次に、議案第10号・工事請負契約の締結について。

本案は、令和5年8月1日、条件付一般競争入札に付した霞台厚生施設組合環境センターごみ焼却施設解体工事につきまして、前田・小林特定建設工事共同企業体と7億4,140万円の請負契約を締結するため、霞台厚生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井茂君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（監査委員決算審査報告）

○議長（櫻井茂君） 次に、監査委員から令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・香取憲一君。

○監査委員（香取憲一君） 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施いたしましたので、監査委員を代表してご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和5年7月25日、管理者から審査に付されました令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係諸帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について関係職員の説明を求めながら総括的に執行をいたしました。

その結果、審査に付された決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い、適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

令和4年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額22億9,906万9,679円、前年度比48.9%の増、歳出総額20億4,287万2,323円、前年度比47%の増となりました。継続費繰次繰越額2,962万3,000円及び繰越明許費繰越額3,191万円を差し引いた実質収支額は1億9,466万4,356円の黒字であります。

また、前年度実質収支額1億5,175万2,067円を差し引いた本年度の単年度収支額は4,291万2,289円の黒字で、実質単年度収支額も同額となっております。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

歳入の分担金及び負担金について、衛生費、施設整備費において令和5年度へ事業を繰り越したことに伴い、繰越事業分の衛生費負担金施設整備費を令和5年度の収入とすることを確認いたしました。

財産収入については、資源回収有価物の売払収入が、対予算比で7,675万8,000円148.2%増の1億2,856万1,000円、諸収入の売電収入については、対予算比5,761万4,000円18%増の3億7,761万4,000円で行いました。

物価上昇等による厳しい財政状況の中、歳入の半分以上を構成市町からの負担金が占める組合において、これら有価物の売払収入と売電収入は大変貴重な財源となっております。予算の執行については、これまで同様に効率的かつ効果的な予算管理及び業務執行に努めてください。

また、ごみ処理広域化事業及び旧茨城美野里解体事業については、工事期間中の安全と進捗管理を徹底するよう要望いたします。

霞台クリーンセンターみらいの運営については、引き続き事故等が起きないように指導・監督に努めていただき、圏域住民の生活環境が守られるよう望みます。

令和5年4月1日には、地域還元施設みらい交流館がオープンし、指定管理者による運営が開始されました。憩いの場として住民の方々に満足していただける施設になることを期待しております。

最後に、組合負担金について意見をさせていただきます。

今年度は、衛生費負担金施設整備費におきまして収入未済額が生じております。当組合は、構成市町が共同で一般廃棄物を処理するために設立され、平成27年4月に2市町が新たに加入し、令和3年4月に新広域ごみ焼却施設が供用開始となりました。市町が共同で事務を行うために設立した一部事務組合において、構成市町からの負担金に収入未済額が生じていることは大変遺憾に思います。

施設愛称のとおり、みらいへ向けて協力して進んでいただくために、衛生費負担金施設整備費の収入未済について早期に解消するよう努力をし、組合規約及び構成市町の協議結果に従い、適正に負担をしていただけるよう要望申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度の霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 以上で報告は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（櫻井茂君） 日程第5、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は、事前に通告した方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので、厳守願います。

最初に、9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正でございます。

一問一答方式で一般質問を行ってまいります。

質問項目の第1は、プラスチック製品の再資源化の取組についてであります。

（1）令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法をいかに捉えてどのように実践してきたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

令和5年第1回定例会におきましても答弁させていただきましたが、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとございます。具体的には、分別収集、再資源化

のための体制や施設の整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進、これらについて努めなければならないということが市町村の努力義務とされております。

当組合におきましては、プラスチックに分別されているペットボトル等のプラスチック製容器包装は、構成市町が分別・収集を行い、資源物として搬入され資源化し、それ以外のプラスチック使用製品は可燃物として収集され、サーマルリサイクルを行っている状況でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） この問題については、私は一貫して取り上げてまいりました。そして、4市町と霞台という関係についても質問してまいりました。今泉当時の管理者は、私のそういう質問に対して、やはり霞台厚生施設組合としても、4市町と協議しながら、やはりプラスチック資源循環促進法、そして、またこの分別していくという問題について協議をしていくようにしたいという答弁がありました。その立場でしっかりと取り組んでいってほしいと思います。

そういう立場で、（2）の質問ですけれども、構成4市町の実践を霞台厚生施設組合としてどのように捉えて、どのように発展させていくのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

現在、構成4市町は分別・収集を行い、組合は集められた一般廃棄物の処理を行ってございます。その中で、令和4年7月に構成市町と組合とで広域廃棄物に関する研究会を立ち上げ、廃棄物全般、廃プラスチックについてなど調査研究を実施しているところでございます。これまで実施された研究会では、構成市町の一般廃棄物基準及び収集品目のさらなる統一の検討やプラスチック資源循環促進法に関わることにつきまして、法律の施行以来、構成市町においての対応について、今後の計画についてなどの情報共有を図ってございます。

現在、石岡市において容器包装プラスチックと製品プラスチックの地産地消モデル事業の実証実験を実施しておりますプラスチック製品資源化につきまして報告がございました。また、石岡市からの依頼で、回収したプラスチック製品の選別作業を行うために組合施設内の使用の申入れがありますので、組合としては協力をしていく予定でございます。

今後、広域廃棄物に関する研究会におきまして、プラスチック製品の資源化につきまして、構成市町と諸課題等を含め調査・研究を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） これは昨年9月以降やっているというんですけれども、何回やったんでしょうか。これからの計画は、その点はどういうふうになっているのかをお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問でございます。

広域廃棄物に関する研究会につきましては、令和4年度は3回開催してございます。令和5年度につきましては2回、ただいままで開催してございます。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） かなり積極的に意欲的にやられていると。ぜひこれを法律の趣旨に基づいて頑張っていただきたいと思います。

私は、石岡の議会議員でもありまして、この点で少し申し上げますと……

○議長（櫻井茂君） 小松君に申し上げます。

2回目の質問終わりましたので、次の質問に入ってください。

○9番（小松豊正君） これ一問一答だよ、回数制限ないんですよ。

○議長（櫻井茂君） 失礼しました。

○9番（小松豊正君） いいですか、議長。

○議長（櫻井茂君） 結構です。

小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 申し上げますと、石岡では非常に私も注目しているんですけれども、質問し、答弁がございまして、今、柏原工業団地内の株式会社太和ホールディングで、再生プラスチックの原料となる再生樹脂ペレットに加工し、それを原料の一部としてフォークリフトなどの運搬に使用する工業用パレットを製造し、市内企業に実際に使用してもらう計画をやっていると説明がありました。

さらに、この問題については、他の霞台厚生施設組合及び構成市町と情報共有を行い、今後も検討材料にしていくという答弁がありました。環境省から350万から600万円の支援があるということでもあります。

ですから、これは霞台厚生施設組合としてもよく学んで、それはやっぱり霞台の4市町に

生かすように、ぜひこの教訓を広げてやってもらいたいというふうに私は考えるものです。
この点についてどうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきましてですが、先ほども答弁させていただいていますが、プラスチック促進法の努力義務での市町村ではございまして、石岡市で今回やられていることは、先ほど言いました広域の関する研究会の中で提案というか協議の中に報告がありまして、その中で組合としてもできるところを今回選別の作業をやりたいということですので協力させていただきたいということで、組合内でやることになってございますので、また、この広域廃棄物に関する研究会の中で、各市町村からのこれからの廃棄物の動向を協議させていただきながら進めてまいりたいと、このように思います。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ですから、その辺は少しグレーゾーンになっているんですけども、やはり実際にやっていくとなれば、霞台厚生施設組合として3市1町のそういう取組を本当に生かして、全体に広げていくようにやるということを、これを実践的に切り替えてもらいたいと、そういうふうに強く思います。

以上で質問事項の1はこれで終わります。

次に、質問事項第2にまいります。

地域還元施設みらい交流館ができました。それに対する住民の評価に基づいて設置管理条例を見直し改正することについて質問いたします。

（1）地域還元施設みらい交流館開館以来の利用者数と住民の評価をどのように把握しているのか。

この件については、先ほど今会議の前の事前説明会で、その人数については説明がありましたけれども、評価がどうなっているのかは全く触れられませんでした。そこで、正式なこの議会、傍聴者もいるこの議会において、その数、それから評価、これの説明をお願いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） （1）の質問につきまして答弁、取りあえずさせていただきます。

利用者数につきましては、先ほど事前説明会のほうで報告させていただきましたが、4月から8月までの利用者実績は1万2,381名となります。1日の平均利用人数は約94名となっております。

住民の方からのご意見につきましては、みらい交流館ではアンケート調査を実施しており、毎月行われております組合と指定管理者のモニタリング会議において報告等がございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） この問題については、1つの問題提起は先ほど説明が数についてはありましたけれども、アンケートをやって調査しているということでございまして、これがよく分かりません。住民がこのみらい交流館をどのように評価しているのか。本当にみんなで誘って行きたいというふうになっているのか、そうではないのか、その辺は非常に大事なことであって、その前の数の問題については、先ほど答弁がございました。住民の評価について、私自身がみらい交流館に行って入浴し、レストランで食事をして見てまいりました。それで、このみらい交流館に私が何度も要求してきた卓球台はできました。卓球に行った人からも話が私にありました。4人で行ってダブルスで1時間やると、550円かかるということでありました。しかし、その方が言ったのは、4人で行ってまた来ようねということは一言も出ない。実際にその行った人は二度とまだ行っていません。

それから、もう一つ、私、何人もここへ行った人の話を聞いているんですけども、行ったけれども、やはりゆっくりくつろいだ感じは出なかったというんですね。どういうことかといいますと、これは経過上、あそこに前に施設がございまして、そのときには200円、200円で、そして持込みも自由で本当に高齢者もゆっくり過ごせる場所であったと。そういうイメージだったんだけど、全くそういうことではなくて、行けばお金も高いし、卓球をやればお金を払う。レストランであればお金もまたかかるわけで、そして、カラオケやればまた1回幾らとなると、まるで金、金、金で、本当にそういう感じだということですね。これは率直な意見でした。二度と行く気にならなかったということを行っているんですよ。ずっと聞いて回りました。私自身が、この施設は早くやってもらいたいというふうに思っただけに、そういう意味では非常に残念だということをごをここで言わせていただきたい次第でございます。

それで、こういう先ほどアンケートをやったということなんですけれども、アンケートはこういう内容だったのか。管理者、副管理者さんがこういう利用者と住民の声どのように捉えてい

ますか。管理者と副管理者の方にご質問いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまのアンケートの内容でございますが、詳しく全てはちょっとお伝えすることはできないんですけれども、各フロアにおきますスタッフの対応だったり施設内の清潔感がどうなのかとか、あと設備やプログラムの内容についてのアンケートの調査になってございます。

先ほどお客様からの評価どれぐらいあるのかという質問の中にあつたので、現在のところ、49名の方がアンケートに答えてくれている状態でございます。その中の評価の中では、いい評価もありますし、悪い評価もございました。いい評価としましては、スタッフの対応がよいとか、清掃がすごくきれいになって、きれいな施設であるなどがありまして、悪い評価としては、浴槽の数が少ないとか、サウナが少し狭いんじゃないかという意見もございました。そのような内容があります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 今、担当者から一定の回答があつたんですけれども、この責任者の管理者はどういうふうな受止めをされているかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

このアンケートでございますが、アンケートによりまして、今よい評価、あるいは悪い評価があるというお話がございました。

いずれにしても、この地域還元施設としての役割を現在果たしておると思っておりますので、その悪い評価については、改善できるものは改善して、地域の方が使いやすい施設に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） お忙しいと思いますが、やはり行っていただいて利用してもらうとよく分かるという面もあると思いますので、その点もお願いしたいと思います。

これは、今利用者の方々、また市民の方々の意見を私は率直にお話をいたしましたけれども、先ほど担当者も両面あるということだったけれども、必ずしも何回も行こうというんじゃないくて、否定的な声が強いということです。それをよく認識をしてもらいたいと思います。これに関連しますけれども、次の質問にまいります。

(2)は、令和2年3月に地域還元施設整備基本計画というのを策定しています。そこで書かれている年間総利用者数は6万5,000人というふうに書いてあります。6万5,000人が1年間で入るということを前提として、いかなる利用料金とかどうするかということを決めたということまで書いてあるんですね。

しかし、先ほど説明されて、事前に私どもにこう報告ありましたが、月に子供さん、幼児も含めて、赤ちゃんも含めて2,476人ということでした、一月。つまり4月から8月まで利用者数を月に直すと、こうして2,476人になるわけですね。ですから、これを12倍、1年間掛けますと2万9,712人ということになります。6万5,000という目標からすれば45.7%なんです、このままいけば。それがやっぱり実態なんですよ。ですから、これでは見直し修正するのが当然だということになってくるんじゃないですか。全くこれ成り立たなくなりますよ、経済的、財政的に。

今スポーツプラザ山新という方に委託していると思いますけれども、修正が必要になっている、これはどういうふうに考えますか。6万5,000目標で、今までの実績を考えると45.7%にしかないという計算になりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

基本計画につきましては、地域還元施設のコンセプトとして、多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設を基に、建築計画の基本方針や導入機器の検討、年間利用者の設定や収入の検討、また、事業手法の整理などを掲げております。この中で、年間6万5,000人で収支を検討し、入館料案も複数検討しております。基本計画に掲げております利用者数を達成目標として指定管理者と協議をしながら努めてまいりたいと思います。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） この問題は（3）のところにも触れて質問したいと思いますが、それで時間の関係もありますので、（3）の質問に移ります。

ひまわりの館というのは石岡市にございますけれども、入浴料は一般が520円、70歳以上が260円となっています。それで、この今の新しい施設を造る前に白雲荘というのがありまして、このときは60歳以上200円でありました。みらい交流館では大人500円なので、そういうことになっているわけです。ですから、この何人かの方に聞いたけれども、なかなか二度と行く気にならないという方もいるほど、そういう意味で評判が悪いと。この値段も高い

わけです。

ですから、そういうことで、私は、みらい交流館の設置管理条例、これは令和3年条例第2号で決められたということであります。私も、当然そのときも議員でありましたけれども、我が党の川澄議員は、この高さ問題にして何とかこれではどうかと、下げられないかという見直しを正式に表明しておりますけれども、しかし、この条例については早くできたほうがいいというふうな思いが私どもにありました。

それで、条例第5条にある使用料の減免、そういうことはどうなっているのか。そういう入浴料の改正が必要ではないかと思えますけれども、この点について質問いたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

令和3年第2回定例会におきまして答弁もさせていただきましたが、先ほども答弁させてもらいましたみらい交流館は、多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設をコンセプトとしており、多くの多世代の方に利用していただきたいと考えております。また、利用料金につきましては、正副管理者会議におきまして近隣の類似施設との均衡を図るようななどの意見もあり、その上でこの金額を決定し、設置管理条例として定め、令和3年第2回定例会に上程し、議決をいただいております。

また、減免につきましては、霞台厚生施設組合地域還元施設の設置及び管理に関する条例施行規則において、管内の社会福祉団体など公共的団体の主催で管理者が必要と認めるときは減額をすることとなっております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ですから、この減免制度があるというんですけれども、これはどうなっているんですか。あるんですけどもやっていないということなのか、減免の処置を取ったのか、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 減免につきましては、制度がございます。利用する先ほど説明させていただきました管内の社会福祉団体などの公共的団体の方にご利用していただくときに減免をするという形になってございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） それはあるんですけども、実際にはやっていないということでしょう。

やった例があるんですか、申請があつて。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 申請が、実際今のところないものですから、実際はやってごさいませんが、申請がごさいませんので。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） この点で私は申し上げているんですけども、私は2011年に石岡市議に当選して以来、一貫してこの霞台の議員として活動してまいりました。ですから、この今できた交流館の前の白雲荘の時代のこともよく分かるわけです、分かります。

白雲荘は公設公営で運営されて、職員が配置されて、人件費は歳出、入浴料金は歳入として全体の予算に一体のものとして組み込まれていました。60歳以上の高齢者の入浴料金は200円で、持込み自由で畳の部屋にカラオケ機器も備えてあって、皆さんが自由にくつろぐことができました。まさに高齢者の保養施設という性格があつて、利用者は年間2万数千人というふうな数字が残っています。

ところが、今のこの造っているものは、そういう今の新しくかすみがうら市、茨城に加えた4市町で新しい焼却場を造るということで、本当に親しまれてきた白雲荘が取り払われる、取り壊されるという事態になりました。住民の皆さんは本当に怒りました。それで存続を求める署名を集めて議会にも出す。しかし、議会では不採択となつたと。納得できないので、さらに仮処分を求めて住民の21人の方が解体工事の差止めを求める仮処分を申し立てることもやりました。こういうことがあつたんですね。

しかし、組合は、2017年3月末に白雲荘を閉鎖して2017年に解体する。足かけ6年、丸5年、住民は我慢してほかの施設に行つて、ひまわりの館などに行つて、私も行ったんですけども、しかし、新たにみらい館ができてきたと喜んで行つたと。ところが、この位置づけが高齢者福祉施設という位置づけでなくて、先ほど担当者の方が言いましたように、高齢者も含めて市民全体が関係するということになっている、そういう位置づけになって、全くそういう点では、住民の方々の期待から見れば全く何だという施設ができてしまったんですよ。だから、やっぱり本当にひどいと、何だと、もう二度と行く気がしないというところまで、今事態はあるわけですよ。

先ほど言ったように、ここに行つた人も予定の半分どおりということになって、これでこの交流館が存続するのか、成り立つのかという点で、本当に深刻な、やはり原点に返つて考

え直す必要があるんじゃないかと、私はそう思いまして、いわゆる先ほど答弁がありましたように、設置管理条例もできましたけれども、こういう事態、今高齢者が置かれている生活環境はなかなか大変です。ですから200円だったのが500円とか本当に大変な事態なんですね。

そういう点で、私はこの一般質問で、やはりそういう事態を全体として考えてみた場合に、この交流館の運営面、組織面、そういう理念、そういうものを大胆に考え直して再検討するということが必要じゃないかと、本当にそう思うんですよ。このことについて管理者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） みらい交流館がオープンしましてまだ4か月という短い期間の、まだオープンして4か月しかたっていないという状況の中でございますので、現在、組合として考えていますのは、このままのコンセプトの下に、多くの方に地域に還元という形で多くの方に利用していただきたいと、このように思います。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 先ほど担当者が申しましたけれども、この理念というのがありますよね。これは、決算に対する監査委員の報告書の1ページにも出てくるんですけども、本当にそういうキャッチフレーズ、それは、それから考えると全く事態は違うというふうに私は率直に申し上げざるを得ないわけです。ですから、こういうことが続きますと、実際には破綻まで、全く抜本的な考え方で考え直さなければならないという事態になると思うので、そういう点を本当に今真剣に考えて是正するということが、やっぱり本質的に求められているんじゃないかというふうに、私は強く考えるものです。

そういう点で、管理者のお考えいかがですか。責任者がやっぱり言ってもらわないといけないと思います。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

先ほど来、担当課長からもお話ししてまいりましたが、この基本構想段階から多くの声を聞きまして、このコンセプトを含めた検討を住民参加型の検討委員会で検討してきた状況でございます。

いずれにしましても、多世代が集い、交流を育み、憩いとうるおいの地域還元施設、この

コンセプトに基づいて、まだまだ多くの皆さんについて周知というか宣伝も行き届かないということがあるのかもしれないので、しっかりと地域還元施設としての役割を果たしていけるように、組合としても取り組んでまいりたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） それは、この決算書の監査委員のこの決算主要施策説明書の中に、先ほど担当者が言った言葉も出てくるんですけども、こういうふうに書いてあるわけですよ。コンセプト、多世代が集い、交流を育み、そして憩いとうるおいのある地域還元施設を云々というふうに書いてあるんですけども、この点が全くもうこれ物すごくきれいな言葉なんだけれども、実態は違うということは強く申し上げて、真剣にこのことを考えてもらうように、考えていただきたいということを強く私はこの際、申し上げておきたいと思います。

次に、第3、次の質問に移りたいと思います。

それは、有害鳥獣処理についてです。

（1）有害鳥獣処理についての霞台厚生施設組合の方針についてお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁申し上げます。

一般廃棄物として構成市町で認められた動物類につきましては、組合の搬入基準に沿って持ち込まれれば受入れを行います。搬入基準につきましては、大きさ1メートル以内とし、中身が見えない袋に入れることとなっております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 有害鳥獣といいますのは、住民の方から聞きますと、イノシシとか、あるいはいろんな小動物もあるんですけども、それがやはりそういうことについてなかなか処理ができないので困っていると。石岡なんかでは、1つの地域ですけれども、捕獲期間の場合には取り扱っていただけると。しかし、そうでないと自分でやるしかないということもあるので、ですから、私はここで言いたいのは、住民の希望、要求に沿って具体的に検討して、住民の皆さんがこの手の処理についても納得のできるような方向で処理していただきたいというのが私の質問の趣旨ですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほどの質問につきまして、捕獲期間という

ことですので、(2)に関わる話かと思われるんですが、石岡市の有害鳥獣のことにつきましては、この場ではお答えすることはできません。組合としては、お答えすることはできません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） いわゆる個々の市町村の事情があるからという意味だと思いますけれども、一般論的に有害鳥獣の処理について、住民の方からぜひ霞台厚生施設組合で処理してもらえないかというふうな要望があった場合には応えるということなんですね。応えるということによろしいんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 一般廃棄物として運ばれるものに関しましては、当組合で受入れを行います。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ですから、一般廃棄物に入るというふうに理解いたします。

ですから、そういうふうにそういう動物、有害鳥獣の処理に困った場合に、どうしようもないという場合に霞台に相談すれば受け入れてもらえるという理解でいいわけでしょう。そのところをよくはっきり答えないので、そこをはっきりさせてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 処理につきましては、当組合で行います。受入れをどうするかは、こちらの組合ではなくて、各市町村のということでご理解していただければと思います。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） よく分からない点もありますけれども、要するに私が言わんとしていることは、実際にそういう要望があった場合には真摯に応えて、それで各4市町と協力して、住民の皆さんが要望するようにやってもらいたいということでございます。そういうふうに理解いたしますので、そうじゃないというのであれば、そうじゃないんだというふうにはっきり言ってください。どういう場合がそうでないのか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

まず、有害鳥獣処理という言葉でくくられますとちょっと誤解をされるのかなと思うんですが、例えばハクビシンがいるので困っていますとか、アライグマが出て困っていますという相談は組合の仕事ではないんですね。それぞれの市町でそういう有害鳥獣についての相談はしていただく。捕まえました、それどう処理したらいいんですかという処理についてはこちらにご相談をしてくださいと。捕まえた動物が生きたままでではなくて処理をされて、その処分をどこでするかといいますと、それは基本的には一般廃棄物というようなことで、市町のほうで認定をされたものについては、当組合ではこの管内の一般廃棄物なるべく多くのものを受け入れたいと考えておりますので、その処理は受け付けますけれども、ハクビシンが出ましたとか有害鳥獣が出て、それは組合に相談をされても、それを捕まえに行ったりどうのこうのはできないということでございますので、恐れ入りますが、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 今事務局が答えたのは、全くそのとおりですよ。ですからそういう、どうするという、いっぱいそういうのが出て困るとかなんとかというのはどうするかというのは、それぞれの農政課とかそういうところでやる、それはそのとおりです。

私が言っている、また住民の皆さんが私に言ってきたのは、その後の死骸、あるいは交通事故で道路にあるとかそういうことに含めたのを処理を、やはり住民の要望に応じてやってもらいたいということでございますので、そういうふうに私も理解をいたします。

それで、以上で私の一般質問で聞きたいことは以上でございますので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（櫻井茂君） 次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 11番、日本共産党の佐藤文雄です。

まず、かすみがうら市議会の霞台厚生施設組合負担金に関する意見書についてお伺いをいたします。

令和5年9月26日に、かすみがうら市議会は霞台厚生施設組合負担金に関する意見書を全会一致で決議をいたしました。それで管理者に送付をいたしました。この意見書に対する管理者の見解を求めます。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ご質問に対して答弁申し上げます。

意見書に対する見解についてでございますが、かすみがうら市議会の意思決定でございま

すので、組合の意見は差し控えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 管理者に意見書を送ったんですよ。管理者でなぜそれに意見を差し控えるんですか。ちょっと理由が分からないんですが、もう一度お答えいただけますか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 繰り返しになりますけれども、意見書に対する見解ということでございます。意見書でございますので、かすみがうら市議会の意思決定であると考えてございます。それによりまして、組合の意見としてのコメントは控えたいと思っております。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） コメントは差し控えるんじゃなくて、これ必要な項目に対してどうかということによろしいんじゃないですか。別に難しいことじゃないと思うんですが。それぞれの3項目ありますので、3項目に従ってお答えできますか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ご答弁申し上げます。

意見書提出を受けました関係行政機関には、受理をする義務はございますが、意見書に対してその回答、積極的に行為をする義務までではないこととなっておりますので、コメントについては差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 今その3点にわたって管理者はどう考えているんですかという質問ですよ。それを答えられない、コメントできないんじゃない意味がないじゃないですか。かすみうら市議会が管理者に送った意見書ですよ。これをどう受け止めているんですかというんですよ。それに対するコメントぐらいは必要じゃないですか。全くコメントしないというのは、これは誠実じゃないと思いますよ。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） それでは、この霞台厚生施設組合、霞台旧施設解体の費用負担につきましては、平成28年8月22日付、ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書第4条に基づき、令和2年1月29日、令和2年5月7日、令和2年6月

1日、正副管理者会議において協議を重ね、協議の結果、4市町で霞台厚生施設組合旧施設の解体費用を負担することを合意いただき、さらに令和2年7月31日の正副管理者会議におきまして費用負担割合を協議し、合意いただいております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 今、私たちのほうは、かすみがうら市として解体費用については実際にこれまで主張してきましたが、旧施設に対する解体についての合意は協定はないんですよ。正副管理者の中身ではまともな答えじゃないと思います。協定書に基づいてこの決まりがあったのかということをごをここで言っているわけですから、それに対して管理者はどう考えているんですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまのご質問に対して答弁申し上げます。

先ほど来、管理者のほうからかすみがうら市議会の意見書についての見解についての答弁がございますけれども、当組合といたしましては、組合の議会で議決をされた結果に従って負担金等の事務を進めているところでございます。また、今後、茨城県におきまして、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による会議が予定されております。この件に関しましては、組合としましてもこれまでの協議や協議結果等を基に対応してまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） これまで正副管理者の問題ではなくて、我々が加入した段階で旧施設の解体についての問題は全く協定の中には入っていなかったということなんですよ。ですから、ここでお互いにこの食い違いがあるということなんですね。

いずれにしても、今回、平成27年2月23日、石岡、小美玉市、茨城町と本市の首長による新たに共同処理する事務及び経費の負担割合等を定めた石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町のごみ処理広域化に関する仮協定書、この中にも新たに共同する事務の中に霞台厚生施設組合の旧施設の解体・処分に関する、こういう当市の支出根拠となる記述はないんですよ。確認できますか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまのご質問に対して答弁申し上げます。

その当時の協定書云々の話もあろうかとは思いますが、この件に関しましては、今

後、自治紛争処理委員の会議の中で決着を進める、調停の申立てが出たということでございますので、その中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） じゃ、分かりました。自治紛争の問題で対応したいということの回答だったと思います。

次に、霞台クリーンセンターみらいの焼却施設の管理運営について質問いたします。

霞台クリーンセンターみらいの焼却施設から処理水を放流しているとの情報がありますが、その事実関係の説明を求めたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁させていただきます。

事前説明会にて報告させていただきましたが、クリーンセンターみらいでは、焼却施設内機器の冷却を行うために、機器冷却水という上水を基本とした冷却水を循環しております。上水に対して0.03から0.4%の割合でクーリングエース517という複合水処理剤を添加したものでございます。循環する冷却水は、施設の維持管理上、一部を抜水し、汚水槽に送られ、排水処理後に再利用水として利用し、余剰分は下水道に放流することとなっております。

今回、汚水槽に送るべき冷却水の一部を雨水排水として流してしまったことが、小美玉市からの情報提供により明らかになりました。情報提供を受けた9月19日に運営事業者であるヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社に状況の確認と報告を求めたところ、9月21日に報告があり、この不適切な業務遂行の発生を確認いたしました。

以上となります。

失礼しました。

先ほど上水に対して0.03から0.04%の間違いでございます。失礼いたしました。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 結果的に間違った放水をしたということなんですか。これ明確に言ってくださいよ。

それから、今、機器冷却水というものがありませんか。そこにクーリングエース517という名称がありましたが、これはどういう薬品なんですか。これも含めてお答えできますか。

とにかくこれが間違っただけだったんですか。どういうふうな間違いなのか、明確に言っていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） まず、1つ目に今言いました明確にということで、業務自体は間違っただけで行ったということになります。先ほども説明いたしましたが、いいですか。失礼しました。

あと、複合水処理剤の中身ですが、防食、防スケール、失礼しました。水の腐食を防止するものと、スケールといって水あか等を抑えるもの、あと微生物の成長を抑制するものなどの薬品でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 不適切な処理というのを具体的に言ってくださいよ、不適切な処理。不適切な業務処理をやったんでしょう。具体的に説明してください。

そして、クーリングエース517、これは何か腐食とか水あかを取るやつだというふうに言っていますが、なぜこれを使わなきゃいけないんですか。それも含めて答えていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 本来、冷却水は、一部抜水して排水槽に送って水処理を行った後に、一部を再利用水として場内で使用したりなんかをして、その後また処理を行った上で下水道に放流することになってございます。

今回行った行為といたしましては、汚水槽に送るべきものを雨水排水のほうに流してしまったことが、当業務の不適切な業務の遂行となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 実は、この問題はこのクリーンセンターみらいの焼却施設で働いている方からの情報なんです。ですから、今問題になっているのは、この機器の冷却水、この施設では冷却水を6階にある危機冷却塔から毎晩放水していますというんですよね。この資料6の説明で見ますと、これが冷却塔、ここから直接雨水槽に流してしまったということなのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 一部の水をそちらに流したということでございます。そのとおりでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 一部というのは、実際にどのくらいの量を流したんですかというんですよ。普通は下水に流すんでしょ、違うんですか。下水といいましたよね、下水に。それはきちっとした処理をしたものが下水に流されているんじゃないですか。ですから、その下水に流されている量というのは、実際にどのくらいなのか。一部雨水に行ったのはどのくらいなのか。一部というのはどのくらいなんですか。全体の量を指し示して一部を言うただけですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 現在調査しているところでございますが、一部放出、外に流した量といたしますのは、令和3年度から夏季を中心に行っておりまして、約1,490トンぐらいと今聞いて報告を受けてございます。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの答弁に補足をさせていただきます。

まず、不適切な業務の遂行が分かった、不適切だと、我々も非常に遺憾に思っているところでございますけれども、9月19日に小美玉市から情報が寄せられ、9月21日にSPC、当組合の管理運営会社でありますヒルサイドレイクのほうから、一部先ほど来、荒川のほうから答弁がありましたように、冷却水の一部を抜水して雨水ますのほうに放出していたというような報告があったところでございます。

ちなみに、そのクーリングエースそのものにつきましては、毒物・劇物管理法に基づくそういう薬品ではないということを確認するとともに、直ちに現地の確認、また当組合のほうの雨水ますから流れていった先の水質確認をさせまして、水質汚濁防止法上の規制値を超えるような、そういう数値がないことを確認した上で、改めて詳細な調査報告書を求めまして、10月6日に当組合に報告書が提出され、現在、その中、先ほど来お聞きされている数値的なものですか、日数的なものですか、そういうものは間違いないかということを確認・確認をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 調査している最中だと。10月8日に報告書がヒルサイドレイクから上がったと。その分の今最初に答弁したのが、令和3年から4年、5年まで、今も現在やっている、どこまでやっているか分かりませんが、9月19日に分かったわけですから、それま

でに放出されたのは1,940トンですか。1,490トンですか、1,940トンですか、それちょっと確認したいと思うんですが、どちらですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほど言った令和3年度から9月、現在はもう行っておりませんで、約1,490トン、それぐらいという報告を受けてございます。

以上です。

失礼しました、すみません。

単位のほうをちょっとすみません。1,490キロリットルという報告を受けてございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） キロリットルというとトンじゃないの、基本的に。別に間違っは
いないんじゃないの。だから、1,490トンだということですよ。

それで、こういうふうにも書いてあるんですよ。この冷却水に含まれているクーリングエ
ースなるものなんです、これは伝導率が高く、意図的に汚い水を外に出して、機器冷却水
槽の水位を下げ、上水を給水し、希釈することで伝導率を下げたためですと
いっているんですが、この伝導率というのはどういうことですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） すみません、今現在、調査をしているところ
でございます。

○11番（佐藤文雄君） 違う、伝導率のことを聞いたんだよ、伝導率とは何だと言っている
んだよ、それを聞いている。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） それを今調査をしっかりとやっているところ
でございます。

○11番（佐藤文雄君） 伝導率という言葉そのものを聞いているんだ。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○議長（櫻井茂君） 再開いたします。

11番・佐藤文雄君。

- 11番（佐藤文雄君） すみません、導電率でした、導電です。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 調査中でございます。
- 11番（佐藤文雄君） 違うよ、今、導電率というのは何ですかと聞いたの。それに答えて。導電率とは何ですか、それに答えてください。分からないの。だって、導電……
- 議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。
- 11番（佐藤文雄君） 今、導電率を答えなさいと言っているんですよ。導電率とは何ですか。これは、クーリングエース517と関係しているんじゃないですか、導電率。答えてください。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 報告の中に、水質管理の指標の一つとして電気伝導率というのがありまして、報告書では、電気伝導率という報告書が上がっていますので、それも含めてで今調査をしているところでございます。
- 11番（佐藤文雄君） 違うよ、導電率とは何だと聞いているの。それ答えてよ。それ答えないと前にいかないよ。
- 議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後3時58分再開

- 議長（櫻井茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 事務局長・小澤君。
- 事務局長（小澤喜蔵君） それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。
- 先ほども答弁させていただきましたが、10月6日にこの調査報告書が届いております。現在この調査報告書を継続して、確認と内容の事実関係について、改めてヒアリング等で確認をしている最中でもございます。
- 先ほど来、ご質問でありました導電率という言葉も、実は当組合のこの報告書の中には電気伝導率という言葉で表現もされておりますし、そういった言葉一つ一つにつきましても、改めて確認をした上で調査報告書の中身を確認した段階で、改めて議会の皆様には報告したいと考えております。

なお、当初、佐藤議員のほうからご質問があった何が違反なんだというお話につきましては、当組合の運営管理に関する要求水準書の中で、例えば冷却水、洗浄水、汚水いろんなこのプラントの中では汚い水も出ます。ただ、その中で、冷却水というのは上水を基本とした水でございまして、それに対して0.03から0.04%の割合で薬品を添加したものを、機械を冷やすためと言いましても焼却炉を冷やす、熱く熱しているものを冷やすのではなくて、様々な機械がその性能を発揮するために物を冷やしていくために循環させている水、それが冷却水でございまして、その一部を抜水し放出をしていたということが判明したということございまして、当組合におきましては、小美玉市からの情報、それからこの報告書の内容につきまして現在精査・調査中でございますので、その結果が出次第、また新たな事象が判明次第、ご報告等をさせていただき所存でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） こういうふうにも書いてあるんだよね。導電率を下げするために、このクーリングエース517というのは使われていると。この薬品処理だけでは導電率を下げられないので抜水しているというふうに書かれてあるんですね。

簡単に言うと、導電率というのは、汚い水ほど導電率が上がっちゃうんですね。これを下げのためにきれいな水を送り出す。そうすると、その分が規定以上に入ってしまうと大変なんで抜水しているというふうに考えられるんですが、そういうところについてもまだ分かりませんか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまご指摘いただいた件につきましても含めまして調査中でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） ここには、本来なら冷却は、機器冷却水は何の処理もせず下水道に流すということ自体も問題だというふうに言われております。

この水道の放流は、1日何トンまで流すのが可能なのかというのも書いてあるんですが、これも分かりませんか、1日の下水道放流。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 我々の組合のほうに届いておるのは、小美玉市から何らかの放出されている事実があるようなので調査願いたいという情報と、現在このヒルサイドレイク環

境テクノロジーから頂きました調査報告書の2点でございます。ですから、先ほど言われました1日何トンの水云々の話につきましても、改めてこの中身の数値を含めて確認をした上で判断をしていくべきものだと考えております。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） よく分からないようですが、1日の下水道の放流の規定量は40トンになっていますね。これを超えている可能性があるというふうに言っております。これについてもちゃんと調べておいてもらいたいと思います。

それから、純水逆洗排水という薬品があるそうですが、これについても分かりますか。これも分からない。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） その点につきましても、現在調査中でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） この再利用の用水槽というのがあるみたいなんですけど、ここには今言った純水逆洗排水という薬品や不純物が混ざった水もあるというふうに書かれてありますので、それについても調査をしてください。よろしいですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 頂きました調査報告書については、詳細を確認していきたいと考えております。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 基本的なところで、じゃ、この中身よりも、これを見た一定程度理解のされている現場で仕事をなさっていた方から、質問がこれ言われたんですが、焼却炉の耐火レンガも耐熱性を持たせるために重金属を使っている。機器の保守に温度管理が必然だと。そのメカニズムについて説明を求めるとなっているんですが、これは説明できますかね。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 分かりません。今の質問に対しましての回答は分かりません。失礼しました。

○議長（櫻井茂君） 通告の範囲内での質問ということでお願いをいたします。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） そうということで、そこも後で今度はメカニズムについては説明を求めますので、準備をしてもらいたいと思います。

いずれにしても、今、近代的な焼却施設だと言われているのにもかかわらず、このような事態が起きたということは重大な問題だというふうに思うんですね。これがなぜ起きたのかというのは、単なる失敗なのか、それとも根本的な原因があるのか、この点も確認をすべきだというふうに思います。管理者もその点についてはしっかりと受け止めてこの調査を行っていただきたいと思いますが、管理者、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えします。

この今回の問題につきましては、組合としては非常に遺憾、この処理については非常に遺憾であると思っております。今、調査中であるということでございますので、その調査を受けましてしっかりと対応を取ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） いずれにしても、そういうことでお願いしたいと思えます。

次に、有害鳥獣の処理について、今、小松議員から発言、一般質問がありました。そのときに答えられたのは、1メートル以内の袋というか中身が見えないようにして持ってきてくださいというようなことを答弁されたと思うんですね。これは、実は猟友会からの申出なんですよ。ここに書いてありますように、かすみがうら市は有害鳥獣処理については、当市の猟友会に委託していますが、猟友会の高齢化や人手不足もあり、有害鳥獣捕獲が困難となっていると。特に、イノシシはがたい、これ体つきですね、が大きくて解体は容易でないということでもあります。解体せずに捕獲したままの状態では焼却処分ができないか、こういう声ももらっているんで、これについてお答えできますか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほども答弁していますが、大きさ1メートル以内として、中身が見えない袋に入れるというのが組合の基準となっております。1メートル以上の大きなイノシシ等の一般廃棄物につきましては、そのまま投入いたしますと、焼却炉の機能上、機器の維持管理上、故障が生じないために搬入基準を設けて、現在先ほど説明した1メートル以内という基準を設けて受入れをやっていることとさせていただきます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 1メートルじゃなくて、1メートル以内のイノシシだったらオーケーだということですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 1メートル以内でございましたら問題ございません。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 猟友会の方がおっしゃっているのは、このイノシシを解体できる人が当かすみがうら市では二、三名しかいないらしいんですよ。そうすると、1日の解体数に限りが出てくると。そうすると、猟友会でイノシシを捕獲してくれというふうに頼まれても、実際には駆除の頭数が少なくなる。制限されることになってしまうんだということを言っているんですよ。ですから、この基準というのは絶対に変えられないんですか。この基準を特例というじゃないですが、これを認めるということが、いわゆる今の鳥獣対策なんですよ。これ石岡も小美玉も今イノシシの被害が広がっているんでしょう。年間100頭、200頭というところでやられていますよね。そうすると、これ3市1町ですから、かなり焼却しなければいけないイノシシ等が、有害鳥獣等が出てくると思うんですよ。そういうこともやはり考えるべきだと思うんですよ。いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

先ほど来、当組合に搬入される一般廃棄物の基準につきましては、1メートルというふうなご説明をさせていただいております。それは基本的に例外は認めない方針で運営管理をお願いしております。ただ、佐藤議員おっしゃられる有害鳥獣処理の事務、これはそれぞれ市町、先ほど小松議員からもご質問があったときにも答弁させていただきましたが、それぞれ市町の事業として有害鳥獣処理の事業をされております。例えば、その事業の中で捕まえました、じゃ、その処理は別にどこかに依頼する、委託する、もしくはほかの市町村さんでどうされていらっしゃるんですか、そういったことも踏まえまして、市町独自にやはりこれはご検討いただかないと、当組合があそこに持っていき、ここに持っていきというようなことは、これはちょっと震台の事務ではないというふうに認識しておりますので、その辺についてご理解をいただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） そういうふうにすぐ拒否しないで、今言ったように3市1町のこれ有害鳥獣の対策なんですよ。これ震台厚生施設組合で正副管理者でこの件について協議して

いただけませんか、いかがですか。事務局長、協議するぐらいはいいんじゃないですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 正副管理者でご協議できないかというご質問だと思いますが、当事務局のほうから正副管理者の中でこの件に関してこの霞台の会議として協議をする場をつくるというのは、これは所掌外なのかなというふうに認識しております。

ただ、当組合では、先ほど来、研究会というのもございます。そこには市町の担当職員も参加してまいります。そういった困難な事象、もしくは問題について情報共有しながら、解決策をそこでもむということも可能かとは存じておりますので、そのように理解して進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 管理者はどういうふうに思いますか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 先ほど事務局長のほうからご説明したとおりでございますが、様々な各市町の問題はあると思います。そういった問題をやはりそれぞれ正副管理者会議、あるいは事務局の会議、そういう段階があると思いますので、そういう段階で出していただきながら、様々なこの4市町の問題を解決してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 前向きなお答えをいただきました。

ぜひこの有害鳥獣は農作物の問題もありますし、逆にかなり増えていますので、これを解決するという方向はもう3市1町の大きな課題だという認識の上に立って、ぜひ協議をしていただきたいと思います。

最後になりますが、この温浴施設、いわゆる還元施設、今、小松議員がおっしゃいましたが、減免ができないかというようなことを言うておりましたが、新治地方広域事務組合では温浴施設、いわゆる老人福祉センターという名称だったんですが、無料で送迎バスを出して利便性を図っていたんですね。そういうことで、実際にはこの内訳これまで1,200人ぐらい、4月から8月まで入館者がありましたよね。それは各市町村別は分かりますか。市町村別、分かりましたら教えていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君に申し上げます。

通告の範囲内での質問ということでお願いをいたします。

○11番（佐藤文雄君） いや、次、そんな冷たいね、議長。

○議長（櫻井茂君） 係数に関しましては、詳細に事前通告するということで取決めがされておりますので、ご理解をお願いいたします。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） だって、これ小松豊正議員が質問しているのよ。そしたら、この入館者数、内訳ぐらいは分かるじゃないですか。

私の趣旨は、送迎バスの運行が必要だと答弁を求めるというんですよ。その次は、これに関連して、じゃ、当市では何人みらい館に来ているのかという質問になるんですよ、議長。

だって、そんなのは当然把握しているわけでしょう。それとも把握していないんですか。

○議長（櫻井茂君） 佐藤文雄君に申し上げます。

通告の範囲内で質問をお願いいたします。

○11番（佐藤文雄君） 範囲内だと言っているの。

○議長（櫻井茂君） 範囲内じゃないです。

○11番（佐藤文雄君） 範囲内だと言っているんだよ。

じゃ、もうとにかくまず最初の質問に答えていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

令和4年第1回定例会におきまして答弁させていただいておりますが、送迎バスにつきましては、基本構想策定時における住民意向調査において、バス等によるアクセスに関するご要望をいただいておりますが、各地域における送迎バスの利用者数の見込みの把握が難しいことから、送迎バスの導入を見送っております。代替案といたしまして、構成市町と協議をしまして、構成市町の公共バスや循環バスの利用の促進をお願いしてまいりました。

今後、地域還元施設みらい交流館を運営しながら、地域別の利用状況や利用者数等のご要望を踏まえ、公共交通等活用を含め、アクセスの機能の向上を図りたいと考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） という答えだったら、当かすみがうら市は何人今回参加してましたかという質問ですよ。議長、お認めいただけますか。答えられると、どうぞ。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時22分再開

○議長（櫻井茂君） 再開いたします。

通告の範囲内での質問ということでお願いをいたします。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 答えられないということですね。

○議長（櫻井茂君） 通告の範囲内ということでお願いをしております。

○11番（佐藤文雄君） じゃ、答えられないということですか。

○議長（櫻井茂君） そういうことですね。

○11番（佐藤文雄君） 今答えられるような様子なんですが、答えられない。

○議長（櫻井茂君） 通告の範囲内でお願いいたします。これ議運で決めたことなので、みんなを守ってください。

○11番（佐藤文雄君） 分かりました。

それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（櫻井茂君） 以上で、一般質問を終結いたします。

（日程第6 議案質疑）

○議長（櫻井茂君） 日程第6、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守願います。また、質疑回数は2回までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、これは従来どおりになるわけですが、項目別一括方式で質問することになります。

まず、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

（1）事項別明細書9ページ、説明欄、職員人件費、18派遣職員給料等負担金974万7,000円です。これの減額、マイナスの詳細について説明を求めます。

これは、他市から派遣された1名、この説明を見ますと1人になっていますから、1人の給料等負担金が974万7,000円の減額となり、新たに職員等人件費が給与明細書に記載されておりますように、合計634万7,000円増加となっています。個別には全部増加するのに、この9ページの職員等人件費、これを合わせますと340万円の減額となっています。これはどういうわけなのか。

そういう意味で、派遣職員給料等負担金974万7,000円の減額、この詳細について、そして、この1名の派遣職員の方というのはどういうポジションの方なのか、どうしてこの補正を組む必要があるのか。詳細について分かるように具体的に説明をしてください。

そして、(2)について、事項別明細書9ページ、説明欄、庶務財務事務経費、12弁護士委託料120万について、これはどういう内容を相談するための弁護士委託料なのか。そして、この120万、何人なのか、どういう積算根拠に基づいて120万が出てくるのか。

これが第1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

初めに、(1)派遣職員給料等負担金974万7,000円の減額でございますが、派遣職員給料等負担金につきましては、構成市町から派遣される職員の給料等は派遣元において支給されており、その人件費を負担金として、組合から派遣元の構成市町へ支出する費用を計上しております。令和5年度につきましては、総務費で負担している派遣職員分の負担金を減額するものでございます。

次に、(2)弁護士委託料120万につきましては、かすみがうら市負担金の未納分について、早期に解決するために弁護士に委託する費用でございます。

答弁は、以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） これ最初にいっぱい、一括ではないから困るんですよ、そういう答弁では。全く訳が分からないでしょうよ。私が聞いていることに答えていないですよ。だから駄目なんだ。これは2回目の質問には入りませんよ。まず、1回目の私の質問に対してきちんと答えてから、そして2回目の質問に入ります。1回目の質問きちんとやってください。私のに答えていないでしょう。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 派遣職員給料等の負担金の2回目の質問についてお答えいたし

ます。

派遣職員給料等の負担金につきましては、こちらは派遣職員ではなく、今回組合で採用しました職員分の給料ということになっております。給料につきましては、休職している職員の給料も減額しておりますので、その分増加はしておりません。

また、弁護士委託料につきましては、こちらは見積りを取っております、着手金として事件受任の対価及び弁護士活動の遂行に対する対価として44万円、調停事件終了後の報酬として66万円、あと4回のそういう出向くことを想定しております日当が8万8,000円、そちらの4回分の交通費として1万2,000円、こちらが積算となっております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） それでもちょっと私の質問に答えていないんですけども、しかし、2回目の質問ということなので、その中で聞いてまいります。

これは……

○議長（櫻井茂君） 小松議員に申し上げます。

通告の詳細というのは、それぞれの議員さんの頭の中にある問題なので、先ほどの2回目ということでご理解をいただきたいと思います。次の質問に入っていただきたいと思ます。

○9番（小松豊正君） それは駄目ですよ。

○議長（櫻井茂君） いやいや、これ詳細の話になりますと……

○9番（小松豊正君） 詳細と具体的に書いてあるでしょう、どういう資格の方なんですかと。新たにそういうことを聞いているわけでしょう。

○議長（櫻井茂君） いや、詳細のレベルは人によって変わりますので、それをやられてしまいますと、常に1回目になってしまいますからご理解をいただきたいと思います。次の質問にお入りください。

○9番（小松豊正君） 議長、これ時間も一括なんですよ。だから、聞いていることに答えてもらわないと2回目の質問が成り立たないことになりますよ。ですから、今の質問に非常に不十分なんですな。

それで、この（1）についてですけども、これ今言われていることをよく聞いていますと、他市から派遣されていた職員が……

○議長（櫻井茂君） 2番目の質問にお入りください。2回目の質問が終わったという前提で

お話しさせていただいていますので。

○9番（小松豊正君） 全然それ駄目ですよ。

○議長（櫻井茂君） いやいや、それやってしまいますと……

○9番（小松豊正君） いや、しかし、だから私発言していない、2回目やっていないでしょうよ。1回目のことを言っているんだから、全然駄目ですよ。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○議長（櫻井茂君） 再開いたします。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 今の第1項目について、私が質問して、答えて、それに対して、今2回目の質問をやりますから、どういう立場の人なのかということですよ。

それで、この上のやつ見ますと、かなりこれ具体的に給料とか書いてあるでしょう。単位がぐんと高くなっているんですよ。誰もこれ質問、どうしてなのかと思って当たり前でしょう。そのことを私は聞いているわけですから、それについて答えてくださいよ、詳しく答えてください。

○議長（櫻井茂君） 小松豊正議員に申し上げます。

2点目の質問のほうにお入りいただけますようお願いをいたします。

○9番（小松豊正君） これ議会で議運で相談されたことと違うことをやっていますからね、議長。全然駄目ですよ、こういうことでは。2回質問できることになっているのに質問させないんですか。

○議長（櫻井茂君） いやいや、執行部は一定程度の答弁をしておりますので。

○9番（小松豊正君） それは、議長が勝手に2回目やったという。2回目やっていないんだから、全く納得できないですよ。こういう議会は悪例になりますから。議長、悪例ですよ。

○議長（櫻井茂君） 執行部については、丁寧な答弁をするよう求めますので、2点目の質問のほうにお入りをください。

○9番（小松豊正君） 全くこれは納得できない議長運営ですので、厳しく批判します。こういうのでは、一括での2回目の質問の意味がない、できません。これ抗議します。厳しく抗

議して直してください、こういうことを。

全体のこともあるから、もう議案第9号に移れということでしょう。これは、これ全部私は書きましたけれども、令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

(1) 決算書2ページ、分担金及び負担金の収入未済額が399万9,000円となっていることについて、説明を求めます。

次は、(2) 決算書2ページ、使用料及び手数料の収入未済額が100円、予算現額と収入未済額がマイナス、要するに1,621万3,400円になっていることについて説明を求めます。

(3) 決算書2ページ、財産収入について、予算現額と収入済額の比較が7,676万1,854円となっていることについて説明を求めます。

(4) 決算書4ページ、衛生費について、不用額が7,671万7,866円、予算現額と支出済額の比較が2億9,672万7,866円となっていることについて説明を求めます。

(5) 決算書8ページ、雑入、売電収入3億7,761万3,874円について、売電した余剰電力が前年度比3.7%減の2万4,601キロワットアワーなのに、金額が5,761万3,874円増になっている理由は何か。

(6) 主要施策説明書2ページ、一般廃棄物処理施設整備基本計画について説明を求めます。

(7) 主要施策説明書2ページ、ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定について説明を求めます。

(8) 主要施策説明書12ページ、年度別ごみ搬入量の推移の令和4年度の特徴について、本来の目標との関係を含めて説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

初めに、(1) 分担金及び負担金の収入未済額が399万9,000円となっていることにつきましては、かすみがうら市負担分の令和4年度組合負担金施設整備費の一部が未収入となったものでございます。

組合としましては、負担金の未納に対し、督促、催告を行いましたが、納入されなかったため収入未済額となっております。

次に、(2) 使用料及び手数料の収入未済額が100円、予算現額と収入済額との比較が

1,621万3,400円の減となっていることにつきましては、収入未済額は先ほどご説明いたしました組合負担金の未納に伴う督促手数料100円でございます。

ごみ処理手数料につきましては、令和4年度当初予算額を令和3年4月から9月までのごみの搬入実績を基に積算しておりましたが、ごみの搬入量が見込みを下回ったため、当初予算額より1,621万3,400円の収入減となっております。

次に、(3) 財産収入について予算現額と収入済額との比較が7,676万1,854円となっていることにつきまして、財産収入、鉄類、アルミ類、ペットボトル等の資源物の相場単価が上昇したため、当初予算額より7,676万1,854円の収入増となっております。

次に、(4) 衛生費について、不用額が7,671万7,866円、予算現額と支出済額との比較が2億9,672万7,866円となっていることにつきましては、衛生費、塵芥処理費において当初の見込みよりも可燃ごみの焼却量が減少したことで、施設運転管理業務委託料に676万5,855円、焼却灰等溶融処理業務委託料に2,089万816円の不用額が生じたほか、施設整備費におきまして、旧茨城美野里解体工事における突発的な工事のための経費である周辺環境等整備工事費に3,300万円の不用額が生じております。

また、施設整備費におきまして年度内に支払いが難しいことから、周辺環境等整備事業費3,191万円と継続費であります旧茨城美野里解体事業費の1億8,810万円を翌年度に繰り越したものであるものです。

次に、(5) 売電収入について、売電した余剰電力が前年度比3.7%減なのに金額が5,761万3,874円増になっている理由でございますが、令和4年度の売電電力量につきましては、運転維持管理計画に基づく焼却炉を停止して行う点検が、前年度よりも1回ずつ追加されたことに伴い、運転時間が減少したことで発電電力量が減少し、売電電力量は前年度よりも3.7%減少しております。売電収入としましては、非バイオマス分の契約単価が前年度より上がったことで売電電力量の減少分を補填した形となり、前年度より0.3%減となっております。

一方、契約単価の高いバイオマス分の売電電力量が当初の見込みよりも増加したため、5,761万3,874円の収入増となっております。

(5) までの答弁は以上となります。

○議長(櫻井茂君) 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長(中泉茂紀君) それでは、引き続きご答弁申し上げます。

まず、(6) 一般廃棄物処理施設整備基本計画についてでございますが、ごみの広域処理

を推進するため、霞台厚生施設組合を中心として構成4市町で今後のごみ処理の在り方について協議・調整し、計画ごみ処理量や施設規模、処理方式や事業方式等について検討・決定し、施設整備を計画的に推進するため、平成30年3月に一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定したものでございます。

次に、(7)ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定についてでございますが、霞台クリーンセンターみらいの余剰電力の活用について、構成4市町、組合、日立造船株式会社の6者にて、相互の密接な連携と協力による脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため包括連携協定を締結したものでございます。

協定の内容でございますが、連携事項として日立造船が買い取った霞台クリーンセンターみらいの余剰電力の非バイオマス分を、4市町それぞれが所有する高圧電力を使用する庁舎や教育施設などの公共施設に供給することとなっており、電力の地産地消を実現し、構成市町のゼロカーボンシティ施策に寄与するものでございます。

(6)、(7)の答弁は以上になります。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 引き続き答弁いたします。

(8)につきましては、クリーンセンターみらいが竣工した令和3年度との比較になりますが、令和4年度の全体的な搬入実績は6万1,391.37トン、前年度比2%の減でした。各市町の収集ごみ搬入は、全ての地域におきましても前年度比が減となりました。逆に、自己搬入につきましては、各市町とも前年度比で増となりました。

令和4年度の傾向といたしましては、年間を通じて搬入台数が増加しているが、搬入量は減少しています。この要因といたしましては、クリーンセンターが土曜日や祝日の受付を行っていることへの理解が深まったことで、自己搬入が多くなったと思われまます。

一般廃棄物処理施設整備基本計画での令和4年度の計画搬入量は5万5,039トンに対し、令和4年度の搬入実績は6万1,391.37トンで約11.57%の増となっています。この基本計画では、構成市町の一般廃棄物処理計画を基に策定したものになります。この基本計画搬入量との比較では増加しておりますが、令和3年度搬入量との比較におきましては減少傾向となっております。

組合といたしましては、クリーンセンターみらいに燃やすごみとして直接搬入された古布、古紙、段ボール等の紙類や草木類を分別し資源化することで、ごみの3R等の施策を進め、ごみの減量に努めてまいります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

（1）に関わってですけれども、この決算で399万9,000円が未済額になっていることは、今回の議会でも大変大きな問題になり、この問題はマスコミでも取り上げられております。それで、この問題については、やはり実際にこの旧処理場が石岡と小美玉が使ったということなので、それが責任を持つのは私は筋は通りますけれども、ところが、こういう事態になっております。

そこで、もう一度私からも確認したいんですけれども、このかすみがうら市が払わなきゃならないというそういう確認書、文書、そういうのはあるのかどうか、明確に管理者に質問いたします。

それから、（8）に関しては、これはいろいろ……

○議長（櫻井茂君） 小松議員に申し上げます。

決算認定についての質問でありますので、一般質問にならないようお願いをいたします。

○9番（小松豊正君） はい。

それで、（8）については、私はこれ見たときに、やっぱり祭日とか日曜日とかそういうのに持ち込めるから増えたということと同時に、収集体制の見直しというのが必要だということの意味しているのではないかと思ったんですけれども、どうでしょうか。

以上で2回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 質問についてお答えいたします。

こちらの（1）分担金及び負担金の収入未済額399万9,000円になっていることについてですが、こちら未済になっていることについて、こちらのほうは、当組合の議会で議決されておりますものですので、お支払いいただくようになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） （8）の2回目の質問につきましての答弁についてですが、収集につきましては構成市町の事務になりますので、組合の事務ではございませんが、先ほども何度も出ています研究会、広域の研究会というのを構成市町と組合とで行っていますので、その中で今後協議をしていきたいと考えてございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） それでは、次に、議案第10号・工事請負契約の締結について質問いたします。

（1）条件付一般競争入札の条件について説明を求めます。

（2）当初予算の算出根拠について説明を求めます。

（3）予定価格、落札価格、入札参加企業数等について説明を求めます。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） それでは、ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

最初に、（1）条件付一般競争入札の条件についてですが、入札参加形態は特定建設工事共同企業体で2構成員の自主結成方式とし、所在地要件につきましては、代表構成員が地域要件なしとし、構成員は構成4市町のいずれかに建設業法に基づき設置された本店を有することとしております。また、解体工事業に係る有資格者の配置や廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、公共機関が発注した同種、同規模以上の工事实績を有することなどを条件としました。

次に、（2）当初予算の算出根拠についてでございますが、当初予算は、霞台旧施設解体事業として設定しました継続費12億3,262万7,000円のうち、解体工事費として12億292万7,000円を計上してございました。

算出根拠につきましては、国・県が発行する公表単価及び業者による参考見積りを徴取し、実施設計で積算していますが、予算要求時点ではまだ設計委託履行中でしたので、その時点での見込額で予算計上したものでございます。

続いて、（3）予定価格、落札価格、入札参加企業数についてでございますが、予定価格は11億7,901万3,000円、落札価格は7億4,140万円、落札率は62.9%となっております。

入札参加企業数は、特定建設工事共同企業体4者が入札に参加しました。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、落札価格が予定価格の62.9%であったことから、通常こういう場合には安ければいいというものではなくて低価格調査制度、それで厳格にその予定価格が適正なものかどうかを検証することが普通ですけれども、この場合

はそういう制度を活用することになるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） ただいまの質問についてご答弁いたします。

今回の工事ですけれども、今回の工事の内容が解体工事でございます。今、新たな建築物等の品質を確保する成果品がないものでございます。そのようなことと、あとは解体工事は全国的に見ても最低制限価格や最低基準価格等を下回っての入札も多いという現状がございまして、今回は入札において入札書と積算内訳書を提出することを条件として、適切な技術力や市場価格により、組合にとって最も有利な条件をもって申込みをしたものを選定することを考慮したため、低入札価格調査制度等の調査を行いませんでした。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次の質疑者に移ります。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それでは、議案第9号の令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

まず、歳入について。

1つは、物品売払収入について、個々の単価等についての内訳、これを教えていただきますようお願いいたします。鉄類、ガラス類、非金属類、古紙、古布、あとペットボトル、あと小型家電等の売払収入がありました。これの内訳です。

歳出では、一般事務補助員報酬242万1,000円、これの説明です。

それから、2番目が、地域還元施設指定管理導入支援業務委託料247万7,000円の説明を求めます。

3番目が、令和4年度の歳入歳出の中に、20ページに令和4年度の主要なごみ処理広域化の事業実績の工事費及び委託料について質問しますが、まず具体的に管理用道路、周辺環境整備工事、これが令和4年10月7日に入札しておりますが、落札者は最低制限価格ぎりぎりです。木村工務店が4,120万で落札しております。

ほかの7者全てが最低制限価格未満で失格となっておりますが、最低制限価格の設定はどのようにしているのでしょうか。加えて、予定価格は事前公表か事後公表か、教えていただきたいと思っております。

それから、令和4年5月30日の入札の管理用道路測量設計積算業務委託では、応札者は6

者ありましたが、落札者は株式会社トーホー測研で800万、落札率が94.3%でした。これは、業務委託は確か最低制限価格は設定されていないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、霞台厚生施設組合施設還元みらい交流館竣工式典業務委託、これ8者指名をしておりますが、無効が1者、ほかは辞退。結果的に1者だけの応札となっておりますが、なぜこの指名入札、一般競争入札でなくて指名競争したのかお伺いします。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問について答弁いたします。

初めに、歳入（1）物品売払収入の個々のトン単価等でございますが、品目ごとに、令和4年度決算の数量、金額、平均キロ単価、令和3年度決算との比較した数量、金額、平均キロ単価の順で答弁申し上げます。平均キロ単価については、入札をキロ単価で行っておりますので、トン単価ではなくキロ単価で答弁させていただきます。

初めに、鉄類、令和4年度決算数量1,006.03トン、金額4,783万3,639円、平均キロ単価47.55円、令和3年度決算との比較、数量130.99トンの減、金額590万4,131円の増、平均キロ単価10.67円の増。

次に、ガラス類、令和4年度決算数量998.72トン、金額54万9,103円、平均キロ単価0.55円、令和3年度決算との比較、数量7.48トンの減、金額9,719円の減、平均キロ単価0.006円の減。

アルミ類、令和4年度決算数量321.49トン、金額5,023万915円、平均キロ単価156.24円、令和3年度決算との比較は、数量25.45トンの減、金額2,051万3,249円の減、平均キロ単価70.59円の増。

古紙類、令和4年度決算数量135.83トン、金額31万3,537円、平均キロ単価2.31円、令和3年度決算との比較、数量9.63トンの減、金額4万8,865円の増、平均キロ単価0.49円の増。

ペットボトル、令和4年度決算数量288.31トン、金額2,923万4,762円、平均キロ単価101.4円、令和3年度決算との比較、数量10.65tの増、金額1,782万9,963円の増、平均キロ単価60.33円の増。

小型家電、令和4年度決算数量5.94トン、金額39万9,520円、平均キロ単価67.26円、令和3年度決算との比較、数量5.94トンの増、金額39万9,520円の増、平均キロ単価67.26円の増。

物品売払収入は、以上となります。

次に、歳出につきまして答弁申し上げます。

(1) 一般事務補助員報酬242万1,000円につきましては、総務課会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

次に、(2) 地域還元施設指定管理導入支援業務委託料249万7,000円につきましては、地域還元施設みらい交流館は、令和5年4月1日より指定管理者により管理を行っております。この地域還元施設を管理する指定管理者の選定を適切に行うために、必要な事項の整理、検討及び関係書類の作成等の支援業務を委託したものでございます。

私のほうからの答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） それでは、(3)の令和4年度主なごみ処理広域化事業実績の工事費及び委託料の入札結果につきまして、先ほど3件の工事と委託のほうを質問いただきましたので、そちらについて、今ちょっとすみません、こちらの手元にあるのが予定価格、落札金額、落札業者のものしかありませんので、すみませんが、それ以外の仕様につきましては、この後言わせていただいてから答弁させていただきます。

まず最初に、今あるものを読ませていただきます。

管理用道路測量設計業務委託料について、予定価格が932万8,000円、落札金額が880万円、落札業者が株式会社トーホー測研となっております。あと、もう1件ちょっとこちらのほうの委託料の中にはもう一件ありまして、予定価格が25万3,000円で、落札金額25万3,000円で、株式会社トーホー測研ということで、こちらの2件を合わせたものが決算額のほうとして出ているものでございます。

次に、管理用道路整備工事費についてでございます。予定価格4,961万円、落札金額4,523万2,000円、落札業者、株式会社木村工務店でございます。

続きまして、周辺環境整備事業の地域還元施設整備事業に係る経費の地域還元施設竣工式典業務委託料についてでございます。予定価格205万7,000円、落札金額が165万円、落札業者が株式会社ロココ企画装飾水戸営業所でございます。

すみません、こちら以外の仕様については、これから確認しましてご答弁いたします。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後5時06分休憩

午後5時16分再開

○議長（櫻井茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） それでは、先ほどの入札結果についてご答弁申し上げます。

まず、こちらが管理用道路周辺環境整備工事、こちらなんですけれども、木村工務店のほうの予定価格と最低制限価格の設定についてでございます。予定価格につきましては、国・県との公表単価及び見積り等を使って算出したものでございます。

続きまして、入札の、すみません、それで最低制限価格の設定でございますが、石岡市建設工事の最低制限価格決定に係る事務処理要領によりまして設定しているものでございます。

続きまして、先ほどの管理用道路の測量設計積算業務委託、トーホー測研のものでございますが、こちらについても、最低制限価格の設定につきましては、同じように石岡市の事務処理要領によって行っております。

続きまして、霞台厚生施設組合地域還元施設みらい交流館の竣工式典業務委託につきまして、ロココ企画装飾水戸営業所のほうのこちらの入札参加の資格でございますけれども、こちらは令和4年、5年度、霞台厚生施設組合の物品納入役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ入札参加希望営業種目の中で、広告、出版に希望していることとなっております。所在条件としまして、茨城県内に本店、支店または営業所等を有することとなっております、こちらを条件として指名したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 物品売払いのやつは一覧表にして出していただけますかね。よろしいですか。

○議長（櫻井茂君） 佐藤文雄君に申し上げます。

資料請求するのであれば、資料請求の要求を出していただいて、お願いしたいと思います。

これは議案質疑なので、質疑がなければ、取りあえず終わっていただくという形になりますので。

○11番（佐藤文雄君） はい、分かりました。後で、じゃ、資料請求はこちらのほうでいたします。

次、今、私が質問したのは、管理用道路の件については、これ予定価格というのは事前公表なんです。最低制限価格の設定については石岡の要領に従っているというんですが、ど

ういう要領なんですか。ちょっと要領がよく分からない。それについてお答えいただけますか。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） その石岡市の建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領でございますけれども、こちらに関しましては、その最低制限価格への決定に係ります係数ですとか、あとはその算出の計算式等が載っているものでございます。

○11番（佐藤文雄君） 分からないよ、予定価格は事前公表なの。

○建設計画課長（中泉茂紀君） 事前公表でございます。

〔「じゃ、設定はどうなるの」と呼ぶ声あり〕

○建設計画課長（中泉茂紀君） その計算式に当てはめまして……

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの再質問に補足の説明をさせていただきます。

先ほど言ったように、石岡市の最低制限価格の事務処理要領によりますと、3桁の数字をそれぞれの業者が入札書に書いて出しまして、その3桁の数字を全て積み上げて、表の中で000から999までの数字で実は最低制限価格に前後する係数を掛けていくんですよ。そうすると約0.何%かの上下、最低制限価格が上下するものですから、例えば予定価格ぎりぎり数字が入っていると、最低制限価格がぴょんと上に上がれば、上がることもあるんです。上がりますとみんな失格になってくると。逆に、下がれば予定価格以下で数字を入れているところが取れるというような、そういう仕組みになっているものでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○11番（佐藤文雄君） だから、一度、いいですか。

○議長（櫻井茂君） もう2回終わり。

○11番（佐藤文雄君） もういいですよ、次にいきますから。

○議長（櫻井茂君） いいですよじゃなくて、次はないです。

○11番（佐藤文雄君） ない、それ全部なの。いやいや、ほかのやつもあったんだけど、これ一緒に、まあいいや、しょうがねえな。分かりました。

○議長（櫻井茂君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討論）

○議長（櫻井茂君） 次に、討論を行います。

討論は、通告の順にこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

まず、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）に反対する討論を行います。

第1に、この補正予算は、小美玉市からの派遣職員である事務局長が令和5年3月31日付で定年退職したので、派遣職員給料負担金を減額し、同時に事務局長が霞台厚生施設組合の任期付職員に採用されたので、石岡市の条例に基づいて事務経費の計算をして補正予算として計上したものです。

しかし、任期付職員の採用に関する条例、令和2年12月17日条例第40号に照らし、第2条の第1項、任命権者は高度の専門的知識、経験または優れた識見を有する者を任期を定めて採用することができる」と規定し、第2項では、4通りの例を挙げて示していますが、この霞台厚生施設組合の場合、そのような規定に合致するとは私はとても思えないし、議会に対して説明もない。このような補正予算の組み方に賛成できません。反対するものです。議会の見識と良識によって否決をすべきであります。

第2に、弁護士委託料の120万円の増について。

これは、もともとかすみがうら市と道理ある協議をしていけば必要がなかったものです。

次に、議案第9号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

第1に、この決算は、プラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行された下での最初の決算になります。ご案内のように、この法律の立法の趣旨として、プラスチックごみの分別収集・資源化や事業者の自主回収の促進を求めています。ところが、この令和4年度の決算にはこの法律の趣旨が反映されておらず、従来のサーマルリサイクルでプラスチックごみは分別収集・資源化ではなく燃やせ燃やせとなっています。これは重大な点です。

今、地球温暖化対策が叫ばれています。日本では、ごみを燃やして埋める処理が定着していますが、高温で燃やせばそれだけ二酸化炭素、CO₂の排出量も増えます。気温上昇を産業革命時より1.5℃まで抑えるためには、2030年までにCO₂排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO₂排出増加量をゼロにする必要があります。そのためには、この10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められます。この霞台厚生施設組合でも、プラスチック資源循環促進法に基づいて、プラスチックごみを分別収集・資源化し、可燃ご

みの減量化を進め、焼却量、発電量を減らすことは喫緊の課題ですが、決算上、逆行していることを指摘せざるを得ません。

第2に、3市1町の共同場である霞台厚生施設組合の令和4年度決算において、分担金及び負担金の収入未済額が399万9,000円となっていることについて。

未解決のまま推移して決算を迎えたことは、これは本当に異常な事態であり、認めることはできません。至急、解決策が取られるよう強く要望します。

以上、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第9号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（櫻井茂君） 次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 議案8号と9号を一緒に討論するんですか。そうですか、すみません。

議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合の一般会計補正予算（第1号）に反対の討論をいたします。

弁護士委託料120万は、調停に関わる弁護士費用ということであります。本来は、宮嶋副管理者との申入れに対して、真摯に対応すれば解決は可能であります。かすみがうら市は、県に自治紛争処理委員による調停を申し立てておりますが、谷島管理者は、毎日新聞の記者に対して、組合としても誠実に対応すると答えているではありませんか。したがって、この弁護士委託料は必要ありません。加えて、この弁護士委託料はあまりにも高過ぎます。無駄遣いはやめるべきであります。

次に、議案第9号・令和4年度霞台厚生施設組合の一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

令和4年度霞台厚生施設組合決算審査意見書で、衛生費負担金の収入未済金について、監査委員らは、当組合は構成市が共同で一般廃棄物を処理するために設立され、平成27年4月に2市町が新たに加入し、令和3年4月に新広域ごみ処理焼却施設が供用開始となりました。市町が共同で事務を行うために設立した一部事務組合において、構成市からの負担金に収入未済額が生じることは、大変遺憾に思いますなどと記述がありました。これは全くの筋違いであります。

平成27年2月23日に、石岡市、小美玉市及び茨城町と本市の首長による新たに共同処理する事務及び経費の負担割合等を定めた石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町ごみ処

理広域化推進に関する仮協定書が仮締結され、その後、かすみがうら市議会が第1回定例会で提出された議案、霞台厚生施設組合の加入について、同年3月24日、議会で可決されたことにより本締結されました。しかし、同協定の第3条に定める新たに共同処理する事務の中に、霞台厚生施設組合の旧施設の解体処分に関する本市の支出根拠となる記述はありません。平成28年4月25日に、霞台厚生施設組合構成4市町村の首長により締結されたごみ処理広域化に伴う関連施設整備に関する協定書の中にも、旧施設の解体処分費と土地代の負担に関する記述は見当たりません。平成28年8月22日に締結されたごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に関わる協定書の中で共同処理する事項を定めた第2条、ごみ処理広域化に伴う事務事業の中にも、旧施設の解体処分費と土地代の負担する記述はありません。

今回、請求の対象となっている旧施設は、石岡市並びに小美玉市の2市で使用されていた施設であり、かつその時点でかすみがうら市が構成団体でなかったことは周知の事実であります。よって、かすみがうら市民が当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり、地方財政法の趣旨を踏まえれば、旧施設の解体に関する経費は、原因者である受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきであることは疑いの余地はございません。

さらには、霞台厚生施設組合の旧施設の用地代と解体費を比較し、解体費のほうが安価であるようなという根拠で負担が決定されたようではありますが、本来、比較の対象にならない経費の大小で負担を決定することは、地方財政法第28条の2及び地方自治法第232条をないがしろにし、地方財政法が禁じているところのその経費を負担すべき者とされている地方公共団体がその経費を負担するのが当然であり、ほかの地方公共団体にその負担を転嫁するようなことはあるべきことではない、これは逐条解説242ページにありますが、との趣旨に抵触しており、許されるものではありません。また、当該支出負担を要求すること自体が違法である上、霞台厚生施設組合の旧施設の解体に関わる負担金の決定方法は、正副管理者会議の合意のみであり、かつその決定を補完する法的手続もなされておられません。

よって、旧施設の解体に関する経費は、石岡市及び小美玉市が負担すべきものであり、予算議決のみの根拠でかすみがうら市が負担する義務を負うものではありません。

以上、反対討論です。

○議長（櫻井茂君） 以上で討論を終結いたします。

（採 決）

○議長（櫻井茂君） これより採決に入ります。

初めに、議案第8号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井茂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第9号・令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井茂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第10号・工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第7 閉会中の継続調査の申出について）

○議長（櫻井茂君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。



○議長（櫻井茂君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回霞台厚生施設組合議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後 5時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 櫻 井 茂

霞台厚生施設組合議会

署名議員 玉 造 由 美

署名議員 香 取 憲 一

資 料

令和5年第2回霞台厚生施設組合議会定例会議事日程

令和5年10月10日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第8号ないし議案第10号

議案第8号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 工事請負契約の締結について

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

令和5年第2回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【一般質問】

| 順 | 氏名 | 質問事項 | 答弁を求める者 |
|---|-----------------------|--|---------------------|
| 1 | 9番 小松豊正 【一問一答】 | 1 プラスチック製品の再資源化の取り組みについて (1) 令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法をいかにとらえ、どのように実践してきたか。 (2) 構成4市町の実践を霞台厚生施設組合として、どのように発展させていくのか。 | 管理者 副管理者 担当課長 |
| | | 2 地域還元施設「みらい交流館」に対する住民の評価に基づき、設置管理条例を見直し改正することについて (1) 地域還元施設「みらい交流館」開館以来の利用者数と住民の評価をどのように把握しているか。 (2) 令和2年3月策定の「地域還元施設整備基本計画では、年間総利用者数を6万5千人と推計して、管理運営計画を立案していたが、修正が必要になっているのではないか。 (3) ひまわりの館の入浴料は、一般が520円、70歳以上が260円となっている。白雲荘では60歳以上200円だった。「みらい交流館」では大人500円なので「みらい交流館」「設置管理条例」(令和3年条例第2号)の見直し、条例第5条にある使用料の減免、改正が必要ではないか。 | 管理者 副管理者 担当課長 |
| | | 3 有害鳥獣処理について (1) 有害鳥獣処理についての霞台厚生施設組合の方針について。 (2) 捕獲期間でなくても、住民の要望にそって焼却処理できるようにできないか。 | 管理者 担当課長 |
| 2 | 11番 佐藤文雄 【一問一答】 | 1 かすみがうら市議会の「霞台厚生施設組合負担金に関する意見書」について 令和5年9月26日にかすみがうら市議会は、「霞台厚生施設組合負担金に関する意見書」を決議し、谷島管理者に送付した。意見書に対する見解を求める。 | 管理者 |
| | | 2 霞台クリーンセンターみらいの焼却施設の管理運営について 霞台クリーンセンターみらいの焼却施設から処理水を放流しているとの情報があるが、その事実関係の説明を求める。 | 管理者 副管理者 担当課長 |
| | | 3 有害鳥獣処理について かすみがうら市は有害鳥獣処理については、当市の猟友会に委託しているが、猟友会の高齢化や人手不足もあり有害鳥獣捕獲が困難となっている。特に猪は、がたいが大きく解体は容易ではないとのことである。解体せずに捕獲したままの状態では焼却処分ができないか。答弁を求める。 | 管理者 副管理者 担当課長 |
| | | 4 地域還元施設みらい交流館について 新治地方広域事務組合が運営していた温浴施設(老人福祉センター)は、送迎バスを出して利便性を図っていた。当組合でも送迎バスの運行が必要だと思うが、答弁を求める。 | 管理者 副管理者 担当課長 |

令和5年第2回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【議案質疑】

| 順 | 氏名 | 質問事項 | 答弁を求める者 |
|---|-------------|---|---------------------|
| 1 | 9番 小松豊正 | 1 議案第8号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について （1）事項別明細書9ページ 説明欄 職員人件費 18 派遣職員給料等負担金 △9,747（千円）の詳細について説明を求める。 （2）事項別明細書9ページ 説明欄 庶務財務事務経費 12 弁護士委託料 1,200（千円）について、どのような内容の弁護士委託料だったのか、詳細について説明を求める。 | 事務局 長 担当課長 |
| | | 2 議案第9号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について （1）決算書2ページ 分担金及び負担金の収入未済額が3,999,000円となっていることについて、説明を求める。 （2）決算書2ページ 使用料及び手数料の収入未済額が100円、予算現額と収入未済額が△16,213,400円となっていることについて説明を求める。 （3）決算書2ページ 財産収入について予算現額と収入済額の比較が76,761,854円となっていることについて説明を求める。 （4）決算書4ページ 衛生費について、不用額が76,717,866円、予算現額と支出済額の比較が296,727,866円となっていることについて説明を求める。 （5）決算書8ページ 雑入 売電収入377,613,874円について、売電した余剰電力が前年度比3.7%減の24,601キロワットアワーなのに、金額が57,613,874円増になっている理由はなにか。 （6）主要施策説明書2ページ 一般廃棄物処理施設整備基本計画について説明を求める。 （7）主要施策説明書2ページ 「ゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定」について説明を求める。 （8）主要施策説明書12ページ 年度別ごみ搬入量の推移の令和4年度の特徴について、本来の目標との関係を含めて説明を求める。 | 管理者 副管理者 担当課長 |
| | | 3 議案第10号 工事請負契約の締結について （1）条件付き一般競争入札の条件について説明を求める。 （2）当初予算の算出根拠について説明を求める。 （3）予定価格、落札価格、入札参加企業数等について説明を求める。 | 管理者 担当課長 |
| 2 | 11番 佐藤文雄 | 1 議案第9号 令和4年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について 【歳入】 （1）物品売払収入について、個々のトン単価等について内訳を伺う。 【歳出】 （1）一般事務補助員報酬 2,421千円の説明を求める。 （2）地域還元施設指定管理導入支援業務委託料 2,497千円 | 管理者 副管理者 担当課長 |

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答 弁 を 求 め る 者 |
|---|-----|---|------------------|
| | | <p>の説明を求める。</p> <p>(3) 令和4年度歳入歳出決算主要施策説明書の20頁にある令和4年度主なごみ処理広域化事業実績の工事費及び委託料の入札結果について伺う。</p> | |